

第 6 8 号 議 案 （ 議 員 提 出 議 案 ）

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日 提 出

提 出 者 島本町議会議員

川 嶋 玲 子	野 口 日 利 美
山 口 博 好	中 嶋 洵 智
大久保 孝 幸	福 嶋 保 雄
長谷川 順 子	中 田 み どり
平 井 均	伊 集 院 春 美
清 水 貞 治	戸 田 靖 子
永 山 優 子	

提 案 理 由

令和 4 年 人 事 院 勧 告 の 給 与 に 関 する 勧 告 の 内 容 に 鑑 み 、 改 正
す る も の 。

島本町条例第 号

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和35年島本町条例第93号)の一部を次のように改正す
る。

第7条第2項中「100分の207.5」を「、6月に支給
する場合には100分の207.5、12月に支給する場合に
は100分の217.5」に改める。

第2条 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合には100分の20
7.5、12月に支給する場合には100分の217.5」を
「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、
令和5年4月1日から施行する。

